

荒尾市自殺対策計画

【第1期】

～誰一人として自死に追い込まれることのない地域をめざして～

令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

令和2年3月

荒尾市

はじめに

わが国の自殺者数は、平成10年の急増以降、年間約3万人超で、高止まりしていましたが、平成18年に自殺対策基本法が制定されて、「個々の問題」から、「社会の問題」として広く認識されるようになり、国や都道府県、市町村が自殺対策を総合的に推進した結果、平成22年以降減少傾向にあります。しかし、その一方で、主要先進7か国の中でのわが国の自殺死亡率は高い水準にあり、依然として深刻な状態が続いています。



本市においても、毎年かけがえのない命が失われており、非常事態は続いていると言わざるを得ません。

そうした中、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正されて、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施することを基本に、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があるとされています。自殺対策は、それらの社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすような、地域の実情に応じた支援体制を構築することが求められています。

こうした状況から、本市では、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とし、「生きる支援」に関する事業を総動員して、「誰一人として自死に追い込まれることのない地域」の実現に向けて、「荒尾市自殺対策計画」を策定いたしました。本計画を、自殺対策を更に推進するための指針として、自殺死亡者数「0（ゼロ）」を目標に取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、専門的な立場から熱心にご議論いただきました荒尾市自殺対策委員会の皆様をはじめ、本計画策定にあたりご協力いただきました、全ての皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

荒尾市長 浅田 敏彦

目次

第一章 計画策定の趣旨など

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	4
5	計画の性格	4
6	計画の数値目標	5

第二章 荒尾市の自殺の現状など

1	自殺の危機経路について	6
2	荒尾市における自殺の現状	8
	《参考》熊本県における自殺者の現状（平成28年）	13

第三章 自殺対策の基本的な考え方と取組

1	荒尾市における自殺対策の基本的な考え方	14
2	荒尾市における自殺対策の取組	15
3	施策体系	16
4	施策（具体的取組など）	18

第四章 推進体制

1	推進体制	29
2	計画の推進体制	30
	荒尾市自殺対策委員会条例	31
	荒尾市自殺対策委員会 委員名簿	33
	荒尾市自殺対策推進本部設置要綱	34

巻末資料

本市（関連事業所など）で行われている生きる支援関連の事業 36

- (福祉課) 多重債務相談・法的問題など
生活困窮者支援、生活保護、自立支援医療の相談
障がい者支援など、巡回相談支援事業(児童支援)
- (保険介護課) 高齢者の総合相談、介護保険、地域予防拠点整備事業
認知症施策推進事業、地域介護予防活動支援事業、
荒尾市老人介護支援センター、荒尾市在宅医療連携室在宅ネットあらか
- (子育て支援課) 母子家庭等高等職業給付金及び自立支援給付金

- (すこやか未来課) 女性福祉相談、家庭児童相談
母子健康手帳及びブレマクラス、すくすく広場、妊産婦・乳幼児
訪問指導事業、乳幼児健康診査事業、生活習慣病重症化予防事業、
健康相談・健康教育等各種保健事業
- (教育振興課) 巡回相談支援事業（児童生徒支援）
スクールソーシャルワーカー運営事業、心の教室事業、小代教室事業
- (生涯学習課) ヤングテレホンあらか
- (総務課) 女性のための心の相談室「こ・こ・ろほっとルーム」

市役所職員を対象とした関連事業 41

本市以外（近隣）で行われている各種相談窓口など 42

- 多重債務相談などについて
- 法的問題・解決について
- 職場におけるパワーハラスメント、いじめ、解雇などについて
- 児童虐待や性暴力などの被害者への支援及び相談について
- 子ども（児童・生徒）のための悩み相談
- 犯罪被害者支援に関する相談
- 交通事故に関する相談
- こころの悩み・医療相談について
- 自死遺族などへの支援情報について
- 熊本いのちの電話

第一章 計画策定の趣旨など

1 計画策定の背景

(1) 我が国の自殺の要因

我が国の平成30年中の自殺者の数は、20,668人となっています。自殺の社会的なイメージとしては、個人の意思・選択の結果と考えられています。しかし、実際はそうではなく様々な要因が複雑に関係しあい心理的に「追い込まれた末の死」であることが明らかになっています。その背景には、精神福祉上の問題だけではなく、生活困窮、過労、人間関係、育児や介護疲れ、いじめや孤立など社会的な要因があることが知られています。自殺という手段しか考えられない精神状態になっていたり、社会とのつながりの減少、過剰負担、喪失感、困窮、介護疲れなどで精神的・経済的に追い込まれてしまう過程などとみることができません。

(2) 国の自殺対策と取組について

国の自殺対策事業は、平成18年に自殺対策基本法が制定され、平成19年に自殺総合対策大綱（注①）が閣議決定されて以降、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」として広く認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策を推進してきた結果、自殺者数の年次推移は減少傾向になるなど、着実に成果を上げています。しかし、日本の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準となっています。

（注①）自殺総合対策大綱とは

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成19年6月に初めて大綱が策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に全体的見直しが行われた。平成24年に閣議決定された大綱は、おおむね5年を目途に見直すこととされており平成28年から見直し検討の着手、平成29年7月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。見直し後の大綱では、「地域レベルの実践的な取組への支援強化」、「若者の自殺対策の更なる推進」が新たにに加えられ、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに自殺死亡率を平成27年比30%以上減少させることとなった。

(3) 自殺対策基本法の改正

こうした中、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、更に自殺対策を総合的に推進するため、平成 28 年に自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施される事を基本理念とし、対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるような地域社会を目指して、全ての都道府県と市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

2 計画策定の趣旨

誰もが自殺に追い込まれることがない地域を実現するためには、行政・民間などにとらわれることなく、関係機関、団体、そして市民一人一人が連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。

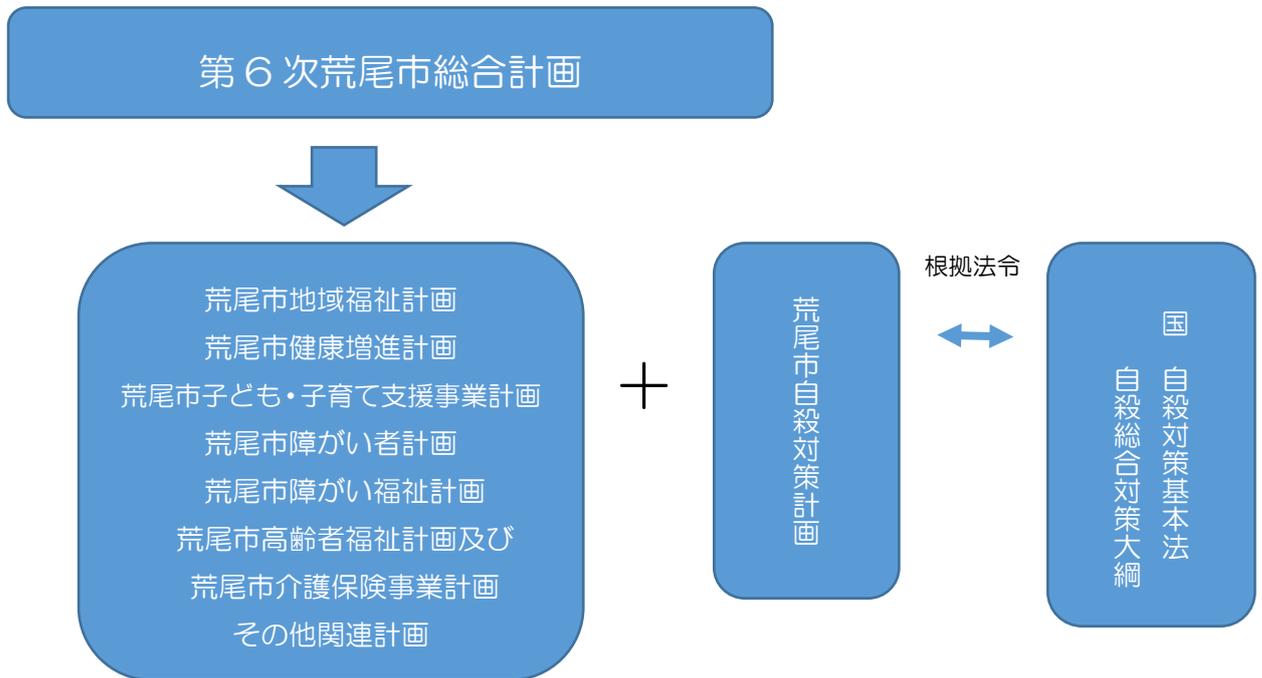
自殺対策は、様々な問題で死に追い込まれようとしている人を支援することであり、「生きるための支援」であることを理解しなければなりません。

この計画は、荒尾市が取り組むべき目標や対策の方向性などを明確にして誰もが自死に追い込まれることのない地域を目指して、自殺対策の推進を図ることを目的としています。

3 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法（注②）に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「第 6 次荒尾市総合計画」を基とし、地域福祉計画と整合性を持ち、自殺対策に関連する他の計画と連携を図るものです。

（注②） 自殺対策基本法第 13 条第 2 項 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。



4 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を本計画の計画期間とします。

なお、国・県の動向などを踏まえ必要に応じ、計画を見直します。

5 計画の性格

この計画は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱並びに熊本県自殺対策推進計画を踏まえ、市民の皆様が健康で生きがいをもって暮らせる地域社会を目指すために計画的に自殺対策を実施するものです。自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題など様々な要因が複雑に関係しています。

また、自殺を考える人が安心して生きられるようにするには、社会的・経済的視点を含む取組が必要です。自殺対策を実施するためには、様々な分野の人々や組織が連携する必要があります。

6 計画の数値目標

自殺死亡者数は減少傾向にありますが、いまだに自殺を選択する人がいるのが現実です。本市では、「誰一人として自死に追い込まれることのない地域」の実現を目指します。

自殺死亡者数 0 人/年

(参考)

①国の数値目標

令和 8 年(2026 年)までに、自殺死亡率を平成 27 年(2015 年)と比べて 30%以上減少させる

国	平成 27 年 (2015)		令和 8 年 (2026)
自殺死亡率	18.5		13.0

②県の数値目標

令和 8 年(2026 年)までに、自殺死亡率を平成 27 年(2015 年)と比べて 34.7%以上減少させる

県	平成 27 年 (2015)		令和 8 年 (2026)
自殺死亡率	19.9		13.0

第二章 荒尾市の自殺の現状など

1 自殺の危機経路について

ここでは、自殺実態解明プロジェクトチーム（注③）により明らかにされた（2008年7月作成の自殺実態白書「自殺実態1000人調査」から）自殺に至る危機経路の分析結果の概要についてご紹介します。

(1) 自殺の背景には、様々な「危機要因」が潜んでいます

警察庁が「自殺の概要資料」をまとめる際の要因を参考にして、亡くなられた305人（遺族調査回答者）の方の要因を分析すると、その背景には家族の問題、健康の問題、経済・生活問題、勤務問題、男女問題、学校問題などの各分野で計68項目の危機要因が確認されました。

(2) 自殺時に抱えていた「危機要因」の数は一人あたり平均4つ

自殺で亡くなる時、一人が抱えていた危機要因の数は平均4つあり、自殺に至る理由は決して単純ではないことが裏付けられました。

(3) 「危機要因」全体のおよそ7割が上位10要因に集中

305名（遺族調査回答者）の方が自殺時に抱えておられた1168の危機要因のうち771が、①うつ病（139） ②家族の不和（134） ③負債（107） ④身体疾患（72） ⑤生活苦（69） ⑥職場の人間関係（60） ⑦職場環境の変化（54） ⑧失業（48） ⑨事業不振（46） ⑩過労（42）に集中していました。

(4) 自殺の10大要因が連鎖しながら「自殺の危機経路」を形成

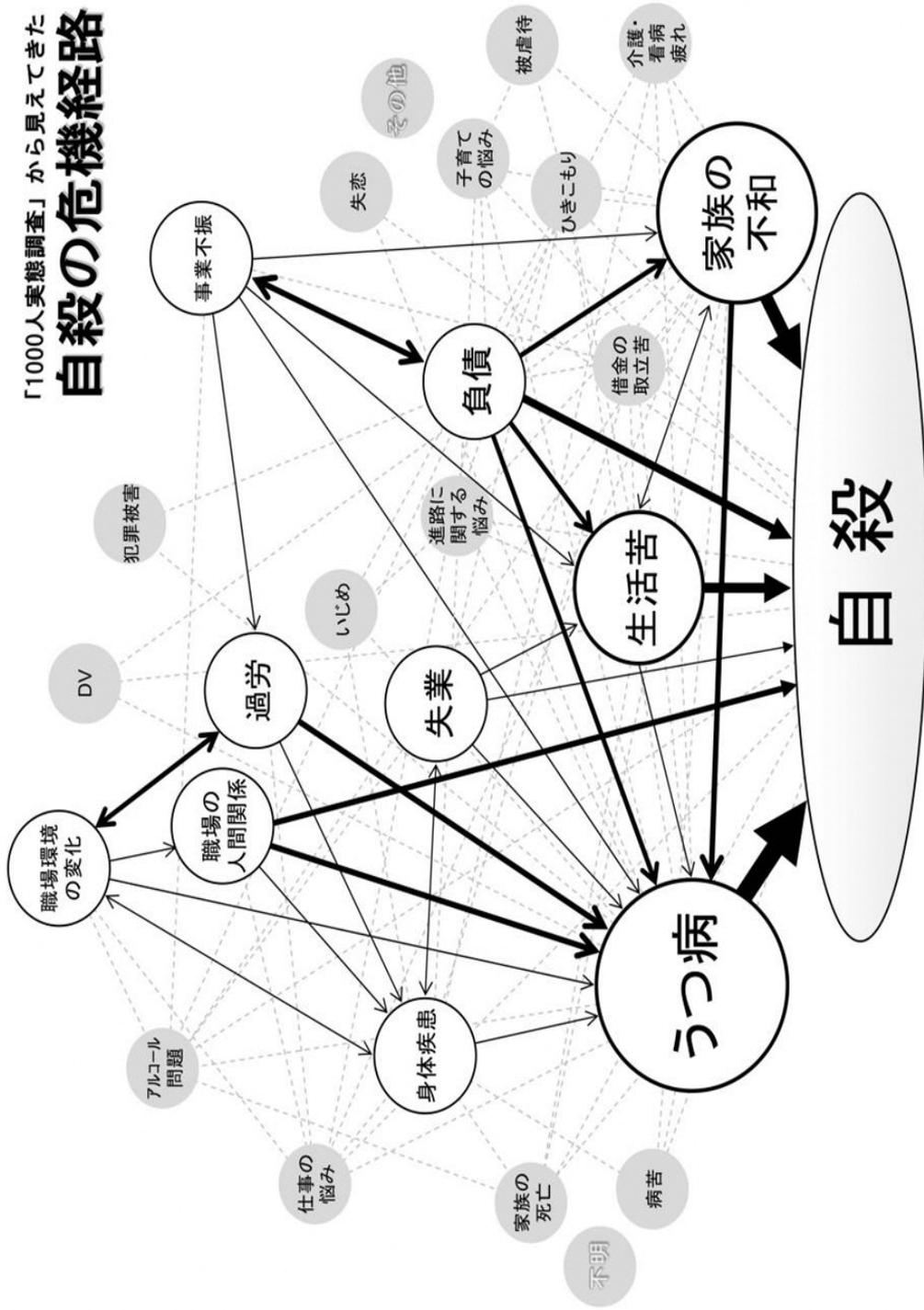
一つの要因で自殺に至ることは少なく、危機要因が連鎖し合いながら、事態が進行すると自殺に至る危機経路を形成していることが明らかになりました。

出典 自殺実態白書2008(自殺実態解析プロジェクトチーム)

(注③) 自殺実態白書2008(自殺実態解析プロジェクトチーム)とは

同白書は、NPO法人ライフリンクと東京大学経済学研究科附属日本経済国際共同研究センター内SOSプロジェクトが中心となって組織された自殺実態解析プロジェクトチームが2007年、2008年の2年間をかけて、日本の自殺実態に関して実施した大規模調査結果を取りまとめたものです。この白書で、はじめて自殺にいたる自殺の危機経路が明らかにされたため、当計画の中で参考として紹介しております。

「1000人実態調査」から見えてきた
自殺の危機経路



出展 自殺実態白書 2008(自殺実態解析プロジェクトチーム)

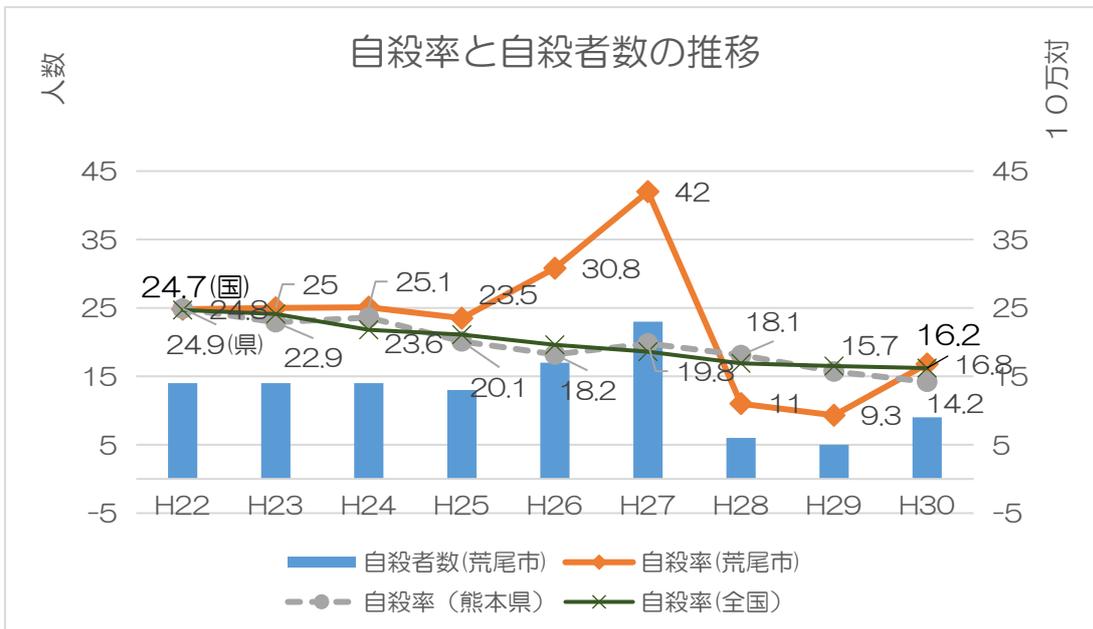
2 荒尾市におけるの自殺の現状

荒尾市の自殺者数は、平成 26 年～30 年までの 5 年間で 60 人(男性 43 人、女性 17 人)となっています。本市の自殺者数・自殺率(注④)ともに、減少傾向にはありますが、年によって増減があります。ただし、自殺者数は交通事故死亡者数と比べても依然として高くなっています。

男性が多い傾向にあり、特に 60 歳以上の男性は、職の有無、独居・同居に関わらず多くなっています。有職者では、被雇用者・勤め人の自殺割合が全国平均よりも高くなっています。また、自殺者の内、亡くなる前に自殺未遂の経験があった人の割合も全国平均よりも高くなっています。

※本計画は地域自殺実態プロファイルデータを基に作成。地域自殺実態プロファイル(自殺総合対策推進センター作成)とは、国政調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活・ライフスタイル(国民生活基礎調査、社会生活基本調査など)に関する統計などに基づき、自治体ごとの自殺者数・自殺率、関連する地域の特性などをまとめたレポート。

(注④) 自殺率とは、自殺死亡率の略で人口 10 万人当たりの年間自殺者数。



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
自殺死亡者	14 人	13 人	17 人	23 人	6 人	5 人	9 人
交通事故による死亡者	2 人	2 人	2 人	2 人	4 人	5 人	1 人

【表 1】 荒尾市の主な自殺者の特徴(H26年～30年) (年齢、独居・同居、職(有無)、性別で表記)

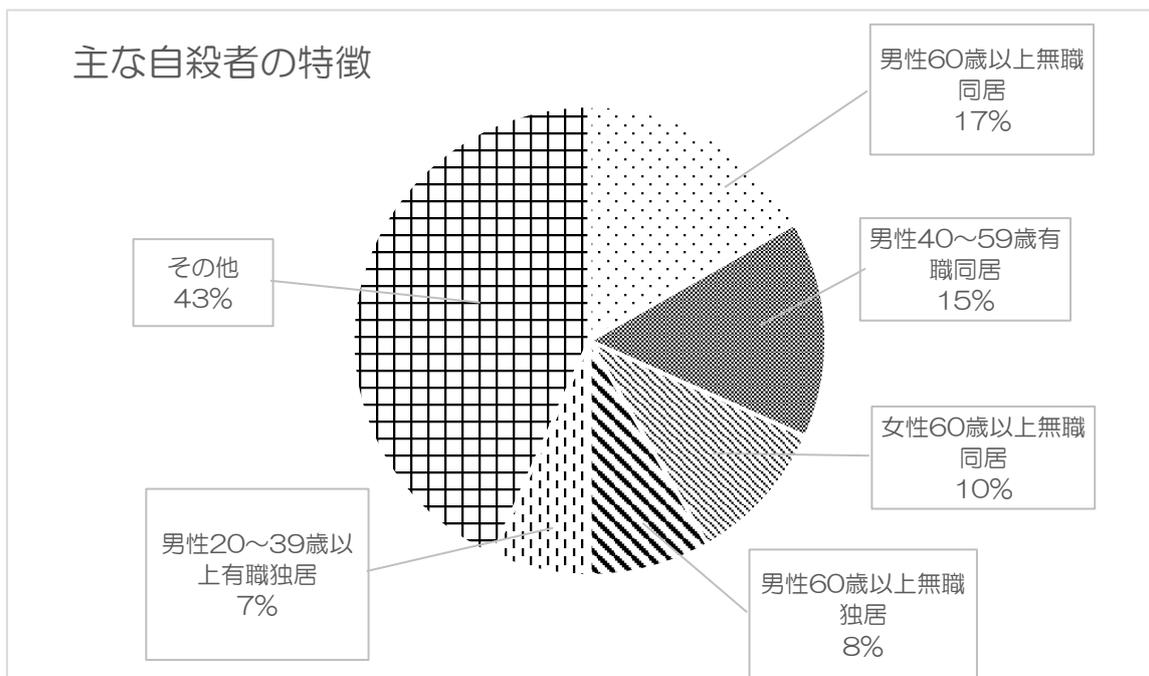
上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率(注⑤) (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 (注⑥)
1位: 男性60歳以上 無職同居	10人	16.7%	38.7	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位: 男性40～59歳 有職同居	9人	15.0%	40.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位: 女性60歳以上 無職同居	6人	10.0%	15.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位: 男性60歳以上 無職独居	5人	8.3%	121.4	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位: 男性20～39歳 有職独居	4人	6.7%	165.6	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

順位は自殺者の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

(注⑤) 自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて集計。

自殺者数5年計÷5年÷推定人口×10万

(注⑥) 「背景にある主な自殺の危機経路」は「自殺実態白書2013(5/17刊)」を参考に、自殺総合対策センターで作成。全国的に見て代表的と考えられる「自殺の危機経路」を示すものであり提示された経路が唯一のものではない。

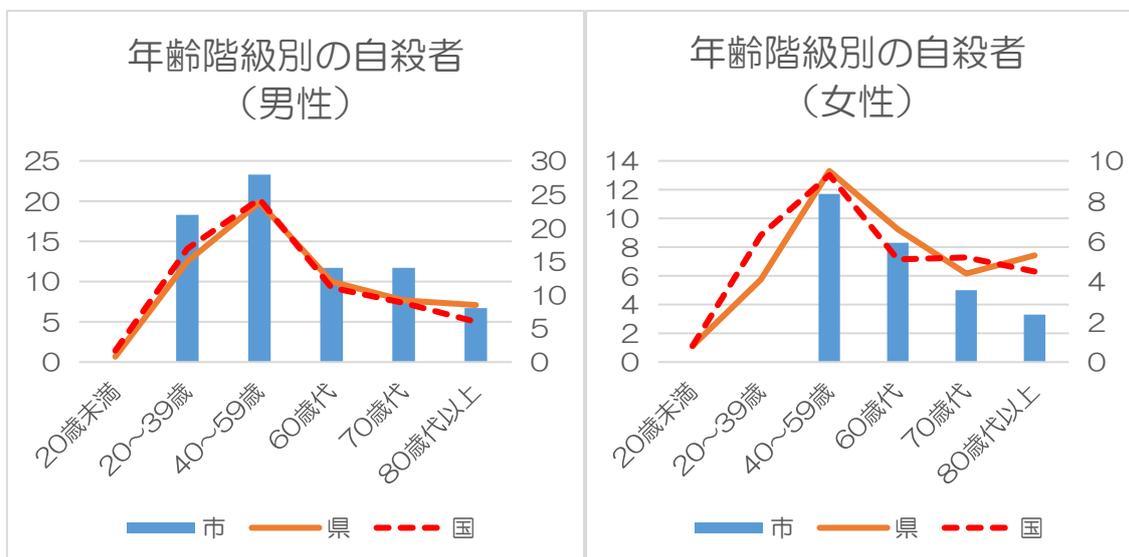


【表 2】 年齢階級別の自殺者内訳

(H26 年～30 年合計)

性別	年齢階級	荒尾市 (人)	熊本県 (人)	全国 (人)
男性	20 歳未満	11	12	1,868
	20～39 歳		232	18,949
	40～59 歳	14	370	27,366
	60 歳代	7	187	12,441
	70 歳代	7	144	9,903
	80 歳以上	4	132	6,685
女性	20 歳未満	7	12	898
	20～39 歳		64	7,080
	40～59 歳		148	10,434
	60 歳代	5	103	5,723
	70 歳代	3	70	5,851
	80 歳以上	2	82	5,007
合計		60	1,557	112,522

※年齢不詳の方がいるため、各年代ごとの人数を足し合わせた数と、合計が異なります。



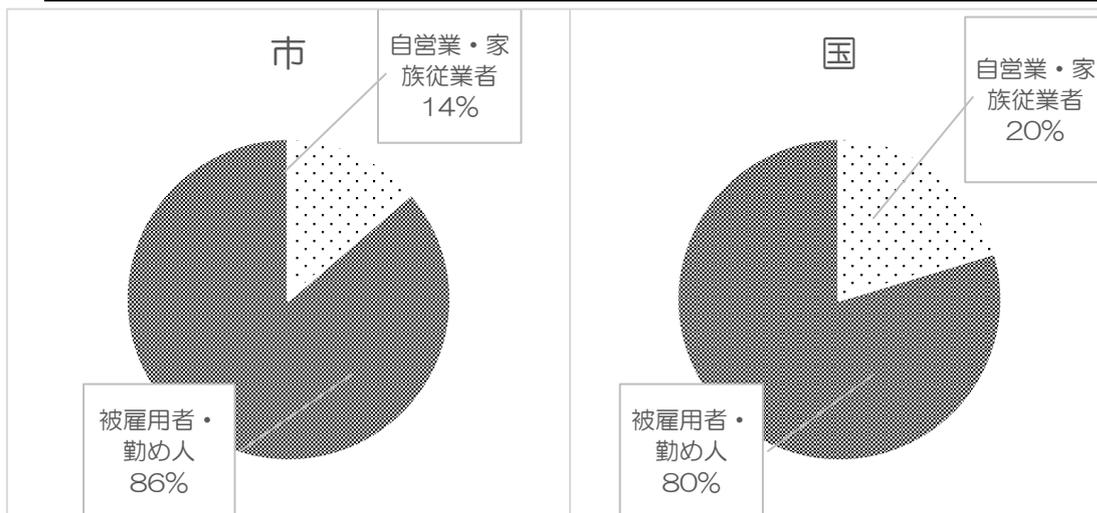
※年齢階級別の自殺者（男性）の荒尾市の 39 歳以下の方の割合は、20～39 歳の目盛に記載しています。

※年齢階級別の自殺者（女性）の荒尾市の 59 歳以下の方の割合は、40～59 歳の目盛に記載しています。

【表 3】勤務・経営関連資料 荒尾市の有職者の自殺者の内訳

(H26年～30年合計)

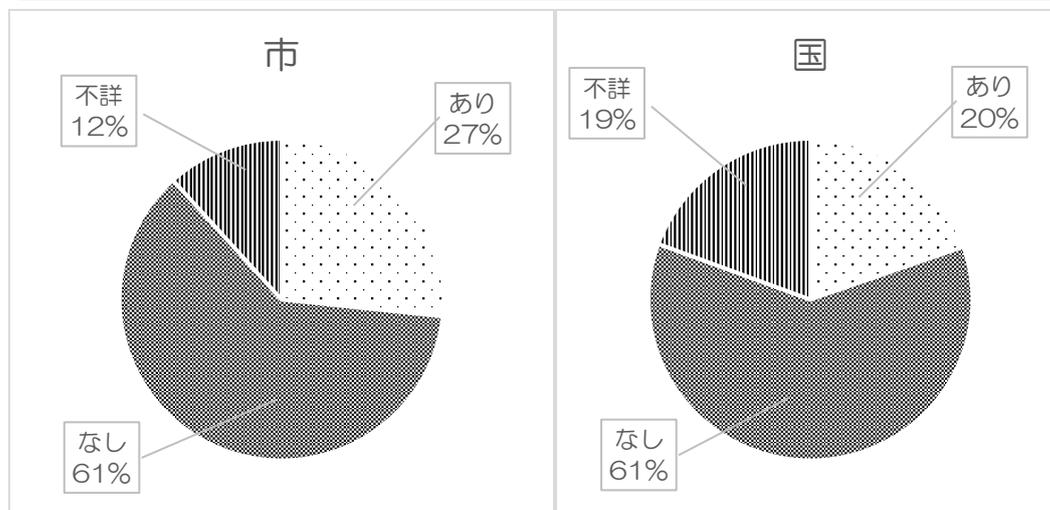
職 業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	3人	13.6%	20.3%
被雇用者・勤め人	19人	86.4%	79.7%
合 計	22人	100.0%	100.0%



【表 4】荒尾市の自殺者における未遂歴の有無

(H26年～30年合計)

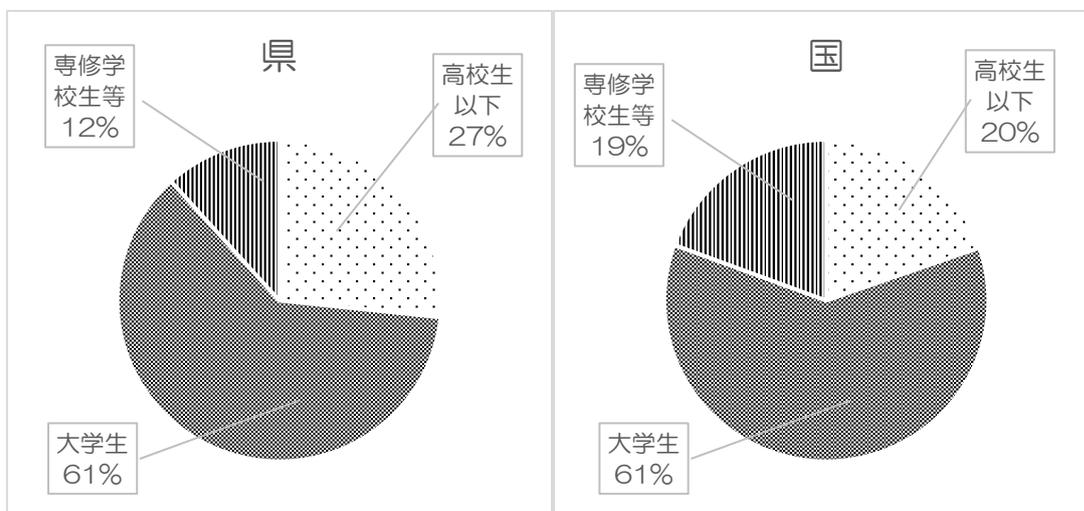
未遂歴	自殺者	割合	全国割合
あり	16人	26.7%	19.7%
なし	37人	61.7%	61.0%
不詳	7人	11.7%	19.4%
合計	60人	100%	100%



【表 5】 熊本県の児童・生徒などの自殺者の内訳

(H26年～30年合計)

学生・生徒等(全年齢)	自殺者数	割合	全国割合
高校生以下	16人	26.7%	19.7%
大学生	37人	61.7%	61.0%
専修学校生等	7人	11.7%	19.4%
合計	60人	100%	100%



※本来であれば、本市の児童・生徒などの自殺者の内訳を分析して、公表する必要がありますが、少人数のデータは個人の特定につながるおそれが高いため、目安として熊本県の内訳を掲載しています。

《参考》熊本県における自殺者数の現状（平成28年）

- (1) 熊本県の自殺者数は、平成25年から400人を下回り、平成28年は321人（平成29年は287人）と減少傾向にある。
- (2) 全国で見た場合、自殺者数、自殺死亡率ともに平均より高い。
自殺者数 全国21番目、九州2番目
自殺死亡率 全国15番目、九州3番目
- (3) 50～60歳代の男性の割合が高い。
- (4) 10～30歳代までの死因の1位が自殺。
- (5) 自殺の原因・動機は「健康問題」が一番多い。
- (6) 自殺者に占める「年金・雇用保険等受給者」の割合が高い。
- (7) 全国に比べ「同居人がいる」者の割合が高い。
- (8) 全国に比べ「自殺未遂者の再企図」による自殺の割合が高い。
- (9) 熊本地震を起因とした自殺者が発生している。
- (10) 球磨地域や阿蘇地域などで自殺死亡率が高い。

【表6】熊本県の主な自殺の特徴（H24年～28年合計）（年齢、独居・同居、職（有無）、性別で表記）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率(注⑦) (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 (注⑧)
1位：男性60歳以上 無職同居	306人	16.8%	43.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位：男性40～59歳 有職同居	193人	10.6%	23.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位：女性60歳以上 無職同居	186人	10.2%	16.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位：男性40～59歳 無職同居	119人	6.5%	156.0	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位：女性60歳以上 無職同居	119人	6.5%	106.5	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

順位は自殺者の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

(注⑦) 自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて集計。

自殺者数5年計÷5年÷推定人口×10万

(注⑧) 「背景にある主な自殺の危機経路」は「自殺実態白書2013(5/17刊)」を参考に、自殺総合対策センターで作成。全国的に見て代表的と考えられる「自殺の危機経路」を示すものであり提示された経路が唯一のものではない。

※熊本県年間自殺者数 平成24年～28年まで1817人(男性1266人、女性551人)

第三章 自殺対策の基本的な考え方と取組

1 荒尾市における自殺対策の基本的な考え方

本市における自殺対策を、誰一人として自死に追い込まれることのない地域をめざして、次の基本的な考え方に基づき推進していきます。

(1) 社会的要因に対する働きかけ（相談窓口などの周知）

失業などによる困窮、多重債務、育児や介護疲れ、孤立などの社会的要因は、自殺の危険性を高める要因となります。そのことから、様々な問題を抱えた人に対する相談、支援体制の充実を図るとともに、相談機関の存在を知らないために十分な支援を受けられないことがないように、関係機関との連携により相談窓口の周知などの取組を行います。

(2) 命の大切さについて理解を深めるための取組

あらゆる機会を通じ、命の大切さの理解を深めるとともに、悩みを抱えた人が気軽に心の健康問題について相談機関を利用できるように、自殺やこころの病気に対する知識の普及・啓発を行い、偏見をなくしていく取組を行います。

(3) こころの病気の早期発見、早期治療

自殺を図った人の直前の健康状態は、うつ病などのこころの病気を発症している人が多いことが分かっています。中でもうつ病の割合が高いことから、地域や職場において、自殺の危険性の高い人を発見する機会が多い人などにゲートキーパー養成講座の受講を推進し、精神疾患にある人の早期発見・早期治療を図るための取組を行います。

※ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき適正な対応ができる人

(4) 中長期的視点での継続的な対策

自殺対策としては、相談・支援体制などの充実を図り、市民への啓発活動を通じて正しい情報を普及させる必要があります。自殺対策に即効性のある施策はありませんので、様々な支援強化など中長期的視点で継続的な対策を進めていきます。

2 荒尾市における自殺対策の取組

本市が進める自殺対策の取組については、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が共通して取り組むべきとされている施策と、本市の実態を踏まえてまとめた施策を、8個の施策として、荒尾市自殺対策の「生きることの包括的支援」として推進していきます。

特に、本市においては、様々な要因を抱える方への気づきを早めて、適切な支援に繋げることと、子ども達が孤立して、一人で問題を抱え込んでしまわないような支援を行うことを目的に、施策1の自殺対策を支える人への人材育成、施策2の児童・生徒向け自殺対策の推進を重点的に行っていきます。

「生きることの包括的な支援」の取組の体系

荒尾市における自殺対策の施策

- ① 自殺対策を支える人の人材育成
- ② 児童・生徒向け自殺対策の推進
- 3 市民への啓発と周知
- 4 地域におけるネットワークの強化
- 5 生きることの促進要因への支援
- 6 高齢者の自殺対策推進
- 7 勤務問題による自殺対策の推進
- 8 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上

3 施策体系

・こころの病気の早期発見、早期治療
・中長期的視点での継続的な対策

・社会的要因に対する働きかけ
・命の大切さについて理解を深めるための取組

重点

施策 1 自殺対策を支える人の人材育成

重点

施策 2 児童・生徒向け自殺対策の推進

施策 3 市民への啓発と周知

施策 4 地域におけるネットワークの強化

施策 5 生きることの促進要因への支援

施策 6 高齢者の自殺対策推進

施策 7 勤務問題による自殺対策の推進

施策 8 生活困窮者自立支援事業と
自殺対策との連動性の向上

(1)自殺の危険性の高い人の早期発見・対応を図るため、自殺を示すサインに気づき、対応を図ることができるゲートキーパーの養成などを行います。

(2)認知症の人が地域で安心して暮らせるように支援体制を構築するために、認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症への理解を深める機会を設けます。

(1)児童・生徒などへの支援体制の推進・相談体制の強化を行います。

(2)保護者、教職員などへの支援体制の推進・相談体制の強化を行います。

(3)未来を担う子どもをはぐくむために、就学前から様々な支援を行います。

(1)市民が自殺対策について理解を深められるように、問題の啓発や相談先などの情報の周知を行います。

(1)自殺対策に特化したネットワークの強化だけではなく、他の目的で地域に展開されているネットワークなどと自殺対策との連携を図ります。特に自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携の強化を行います。

(2)各地域でのイベント事業に参加を促し、地域住民との交流による地元への愛着や行動意欲の醸成を図る体制づくりの強化を行います。

(3)専門家等の意見を広く反映させるよう関係機関などとの連携強化を行います。

(1)様々な生きづらさの要因を抱えた方への相談・支援や、自死遺族の負担緩和などのために、悩みを抱える方が適切に助言を受けるための機会の拡大を図り、居場所づくりなどを行います。

(2)保護者が孤立しないよう、妊娠期からの相談機会の拡大や、居場所づくりを行います。

(1)高齢者などに対する相談支援機関の周知や、生きがいづくりなどを行います。

(2)高齢者を介護する者の負担を軽減するため、地域包括支援センターやその他関係機関などとの連携協力体制の整備や、介護者に対する相談などが円滑に実施されるよう必要な支援体制の強化などを行います。

(1)勤務問題による自殺リスクの低減に向けた関係機関との連携強化を行います。熊本労働局など関係機関と連携・協力して、過労やパワハラ、職場の人間関係などの勤務問題による自殺リスクを低減させ、労働者一人ひとりが心身共に健康で働き続けることができるよう、勤務問題に関する相談窓口の周知などを行います。

(1)関係機関との連携を図りながら、「荒尾市生活相談支援センター」で生活や仕事に困っている人への相談や、制度周知を行います。

(2)様々な要因により、家庭にひきこもっている方や、その方を支える家族などへの相談、支援を行います。

4 施策（具体的取組など）

重点

施策 1 自殺対策を支える人の人材育成

- (1) 自殺の危険性の高い人の早期発見・対応を図るため、自殺を示すサインに気づき、対応を図ることができるゲートキーパーの養成などを行います。
 - ①自殺予防などについての研修など（福祉課）
市民などに対し自殺関連事象などに関する正しい知識の普及を目的とした研修を行います。
 - ②市職員や市民（民生委員・児童委員など）への研修（福祉課）
訪問・相談業務を行っている市職員、市民（民生委員・児童委員など）、教育関係者などに対しゲートキーパー養成・研修会を実施します。
 - ③ゲートキーパー養成講座を実施できる人材の確保（福祉課）
ゲートキーパー養成講座を受講した方で、ゲートキーパー養成を講師として実践できる人材を増やしていくよう努めます。
 - ④ゲートキーパー養成講座受講者の情報共有などの機会の設置（福祉課）
講座受講者が、講座受講後に情報共有できる機会を設けて、連携強化を行います。

(2) 認知症の人が地域で安心して暮らせるように支援体制を構築するために、認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症への理解を深める機会を設けます。

①認知症サポーター養成講座の開催など（保険介護課）

認知症サポーター養成講座の開催、認知症初期集中支援事業（リーフレット設置）、声かけ・見守り訓練などを行います。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
ゲートキーパー養成講座の開催	未実施	1年に2回以上 1年に受講者数40人以上
自殺予防などについての研修の開催	未実施	1年に2回以上

(1) 児童・生徒などへの支援体制の推進・相談体制の強化を行います。

①心の教室相談事業（教育振興課）

児童・生徒が様々な困難やストレスに直面した際に、悩み事を一人で抱え込むことがないように荒尾市教育委員会に配置されている「SSW(スクールソーシャルワーカー)」や「臨床心理士」、各中学校に配置されている「心の教室相談員」などと一緒に、スムーズできめ細かい対応ができるよう関係機関との連携強化を行います。また、児童・生徒に留まらず、問題を抱えている保護者にも支援できるよう教職員とSSWや臨床心理士などとの連携・相談体制の強化を行います。

②道徳教育の充実（教育振興課）

各学校において、「道徳教育推進教師」を中心として、指導力の向上を目指した校内研修の充実を図り、児童生徒の道徳性を高める取組を行います。

③いじめ・不登校・問題行動への対応（教育振興課）

本市の「いじめ防止基本方針」及び県の「いじめ防止基本方針」をもとにいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処などのための対策を総合的かつ効果的に推進するため、家庭・地域・学校その他の関係機関との連携強化を行います。

④くまもと「親の学び」プログラム（次世代編）の実施（生涯学習課）

幼保小中の保護者を対象として、参加者同士のつながりづくり等を目的に、参加体験型学習プログラム（くまもと「親の学び」プログラム）を実施しているが、入学間もなく不安や悩みなどを抱える新中学1年生を新たな対象とし、自立とコミュニケーション能力を育む次世代編プログラムを実施していきます。

(2)保護者、教職員などへの支援体制の推進・相談体制の強化を行います。

①問題を抱える保護者への支援（教育振興課）

子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の気持ちを受け止め、必要に応じて、関係機関へ引き継ぐなど、連携強化を行います。

②インターネットにおけるモラルなどの教育の充実（教育振興課）

インターネットなどを正しく活用できる知識や、モラルなどを教える授業の充実を行います。

③教職員などの研修などの実施（教育振興課）

教職員などを対象として、不安や悩みなどを抱える子どもに対応できるよう、人権や道德に関する研修を行います。

(3) 未来を担う子どもをはぐくむために、就学前から様々な支援を行います。

①子育て世代包括支援センターの設置（すこやか未来課）

妊娠期から子育て期にわたる、切れ目ない支援を提供するためのワンストップ窓口を設置します。

②妊産婦への支援（すこやか未来課）

妊娠期における妊婦の心身等の状況把握や支援の充実を図るとともに産後うつ病等の要支援者の早期発見・早期介入を目的とした産婦健康診査事業や産後ケア事業等を実施することにより、妊産婦への支援強化を図ります。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
「命について学ぶ」指導内容の実施	中学校は、令和元年度から、新規で実施	1年に3回以上各学校各学年において実施
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学校 80.3% （全国平均 84.0%） 中学校 76.1% （全国平均 78.8%）	全国平均を上回る

施策3 市民への啓発と周知

(1) 市民が自殺対策について理解を深められるように、問題の啓発や相談先などの情報の周知を行います。

① 広報紙などでの情報発信（福祉課）

広報あらかねなどで自殺対策に取り組むというメッセージを発信します。また自殺関連事象などに関する正しい知識の普及、自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知などを行います。

② リーフレットなどの啓発資料作成と周知（福祉課）

リーフレットなどを作成し、公共施設、店舗、病院などへの啓発資料や啓発物の設置・配布などを通じて啓発・広報活動を行います。

③ 健康教育（健康づくり）などの周知（すこやか未来課）

プレママクラスや健康教室など健康教育の場を通じて、市民が心身の健康を保つための知識や手段を取得することを支援し、健康づくりの視点から自殺予防に取り組みます。

④ 各種支援制度の周知（子育て支援課）

自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、児童扶養手当（手続きを含む）、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付（県事業）などの周知を行い、経済・生活問題の視点から自殺予防に取り組みます。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
自殺対策に関連する内容の 広報あらかねへの記事掲載	1回	1年に3回以上

施策4 地域におけるネットワークの強化

(1) 自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークなどと自殺対策との連携を図ります。特に自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携の強化を行います。

①各地域における連携

民生委員や児童委員、その他の団体などが各地域において連携を強化し、問題や悩みを抱える市民の速やかな把握と適切な支援へとつなぐ方策に取り組みます。

(2) 各地域でのイベント事業に参加を促し、地域住民との交流による地元への愛着や行動意欲の醸成を図る体制づくりの強化を行います。

①地域イベントへの参加促進

地域の方などへ協力を促し、イベント開催の周知を図るとともに、事業への参画を呼び掛ける地域内でのつながりの強化を行います。

(3) 専門家等の意見を広く反映させるよう関係機関などとの連携強化を行います。

①荒尾市自殺対策委員会の設置（福祉課）

専門家等の意見を広く反映するため、荒尾市自殺対策委員会を設置し、自殺対策計画の策定や変更、また、計画の推進に関する事項について、継続して協議します。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
自殺対策委員会での協議	未実施	1年に1回以上

施策 5 生きることの促進要因への支援

(1) 様々な生きづらさの要因を抱えた方への相談・支援や、自死遺族の負担緩和などのために、悩みを抱える方が適切に助言を受けるための機会の拡大を図り、居場所づくりなどを行います。

①自殺リスクの可能性のある人への支援として、現在ある相談・支援窓口などの周知（福祉課）

例えば、多重債務や生活困窮者、高齢者に対する適切な介護支援、児童虐待・子育てに関する相談や支援、精神障がい者などに対する支援など、専門機関の周知を行います。

②各障害者団体の活発な活動や会員増に向けた協力（福祉課）

同じ悩みを共有できる仲間どうしのつながりを強化するための継続した活動を通して、居場所づくりなどの支援を行います。

③自死遺族への支援（福祉課）

自死遺族への支援情報などの周知を行います。また遺族のためのパンフレット配布の促進、遺族のための相談窓口の一覧表などを掲載したリーフレットなどを関係機関の窓口で配布します。

④相談体制の強化の検討

相談しやすい環境づくりのため、電話や対面での相談受付だけでなく、SNSなどを活用した、相談窓口の設置などを検討します。

(2) 保護者が孤立しないよう、妊娠期からの相談機会の拡大や、居場所づくりを行います。

①訪問保健指導などの機会の活用（すこやか未来課）

母子健康手帳の交付や乳幼児健診、特定保健指導、家庭訪問などでの市民との面談の機会を通じて、自殺につながる可能性のある人の早期発見と相談対応、支援機関との結び付けを行います。

- ②子育て世代包括支援センターの設置（すこやか未来課）（再掲）
 妊娠期から子育て期にわたる、切れ目ない支援を提供するための
 ワンストップ窓口を設置します。
- ③妊産婦への支援（すこやか未来課）（再掲）
 妊娠期における妊婦の心身等の状況把握や支援の充実を図るとと
 もに産後うつ病等の要支援者の早期発見・早期介入を目的とした産
 婦健康診査事業や産後ケア事業等を実施することにより、妊産婦へ
 の支援強化を図ります。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
相談・支援窓口などを紹介するパンフレットの設置個所の増加	パンフレット未作成	5年で100箇所以上

施策 6 高齢者の自殺対策推進

(1) 高齢者などに対する相談支援機関の周知や、生きがいづくりなどを行います。

①相談支援機関の周知（保険介護課）

高齢者とその支援者に対して、様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、相談先情報などが掲載されたリーフレットを配布するなどの取組を行います。

②高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進（保険介護課）

各種イベントや高齢者が自由に集える場の提供など、地域とつながりをもてる機会を増やしていくことで、閉じこもりを予防し、高齢者の生きがいと役割を見いだせる地域づくりを行います。

(2) 高齢者を介護する者の負担を軽減するため、地域包括支援センターやその他関係機関などとの連携協力体制の整備や、介護者に対する相談などが円滑に実施されるよう必要な支援体制の強化などを行います。

①支援者の「気づき」の力の向上（保険介護課）

高齢者の日常生活を支援する人が、日常的な接触を通じて自殺リスクに早期に気づき、必要な支援につなぐことができるよう、支援者に対するゲートキーパー養成講座の受講を推進します。

②介護者への支援（保険介護課）

介護者の介護疲れの軽減や共倒れを防ぐためにも、介護者同士の交流会を案内するなど、高齢者を支える介護者の支援を行います。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
地域包括支援センターの啓発のための出前講座	2回	1年に5回以上開催
地域住民互助の見守り支援等の日常生活支援サービスの実施	行政区単位における実施率 35.1%	行政区単位における実施率 57.5%

施策 7 勤務問題による自殺対策の推進

(1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた関係機関との連携強化を行います。熊本労働局など関係機関と連携・協力して、過労やパワハラ、職場の人間関係などの勤務問題による自殺リスクを低減させ、労働者一人ひとりが心身共に健康で働き続けることができるよう、勤務問題に関する相談窓口の周知などを行います。

①市内企業への働き方改革の推進（産業振興課・総務課）

企業の労働生産性の向上、長時間労働などの削減による自殺動機の解消を目的に、「各種セミナー」を関係機関と連携して実施し、働き方改革の推進を行います。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
勤務問題などに関する相談窓口、各種セミナーなどの周知	ポスター掲示による周知	1年に1回以上、広報・ホームページなどでお知らせする

施策 8 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上

(1) 関係機関との連携を図りながら、「荒尾市生活相談支援センター」で生活や仕事に困っている人への相談や、制度周知を行います。

①一人ひとりの状況に合わせた支援（福祉課）

相談・支援業務については、相談者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成、支援員が相談者に寄り添いながら他の専門機関や庁内の各窓口と連携し、解決に向けた様々な支援を行います。

また、あらゆる機会を通じて制度の周知を行います。

②相談体制の検討（福祉課）

市の事業として「荒尾市生活相談支援センター」を設置していますが、さらに充実発展させるために、あり方や相談体制の検討を行います。

(2) 様々な要因により、家庭にひきこもっている方や、その方を支える家族などへの相談、支援を行います。

①ひきこもりの方や、その家族の状況に合わせた支援（福祉課）

ひきこもりの方の「からだ」と「こころ」の状況に応じて、専門機関との連携など、安心・安全な環境づくりの支援を行い、自立に向けて支援を行います。

評価指標	現状値（H30）	目標値（R6）
生活相談支援センターにおける新規相談件数	130件 (H27～H30 平均)	平均 150 件以上

第四章 推進体制

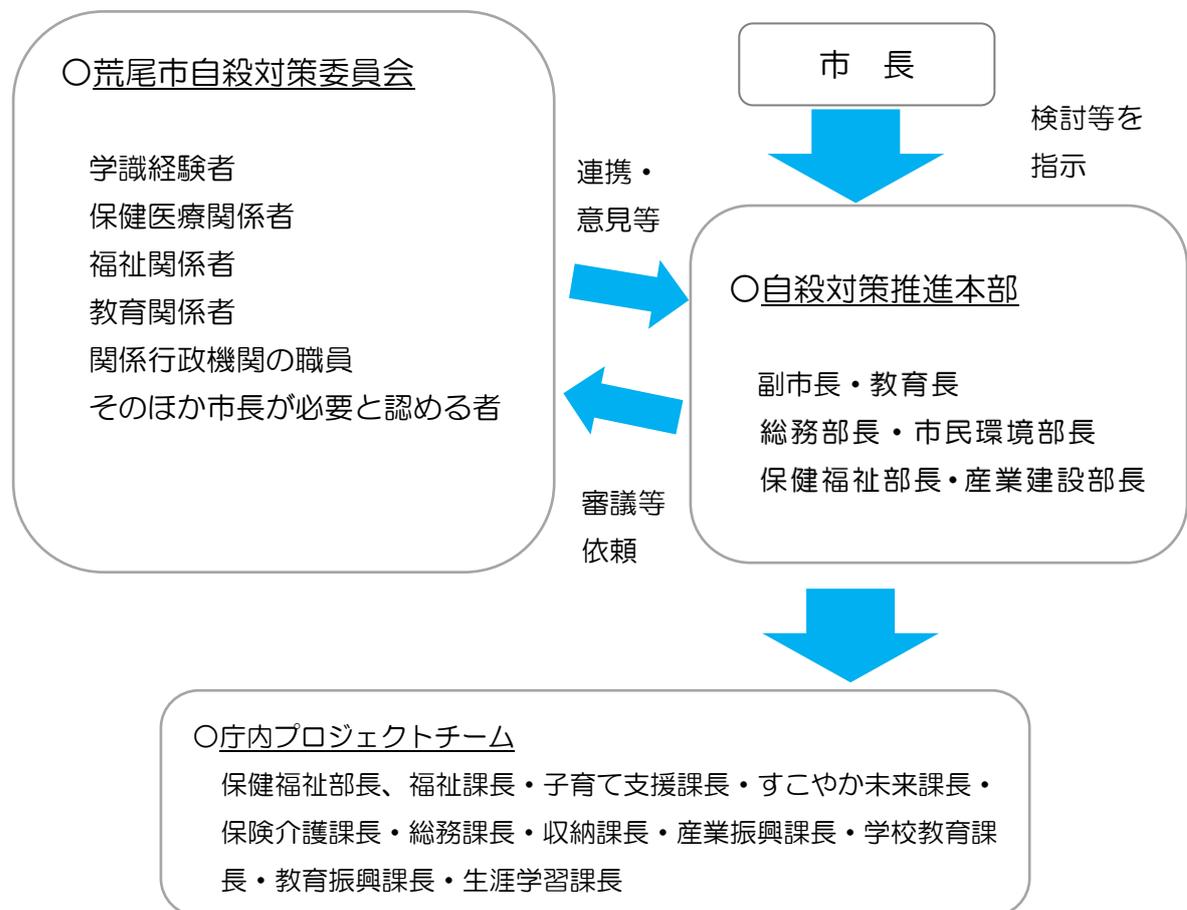
1 推進体制

自殺対策は、「市民の命を守る取組」であることから、副市長をトップとし各部長を委員とする「自殺対策推進本部」を設置して、毎年の成果検証等を通じて、本市の自殺対策の取組を推進していきます。

また、自殺対策計画の策定及び推進に関して、保健医療、福祉、教育等の専門家で構成される「荒尾市自殺対策委員会」にて協議し、庁内の推進組織と連携して効果的な運用を図っていきます。

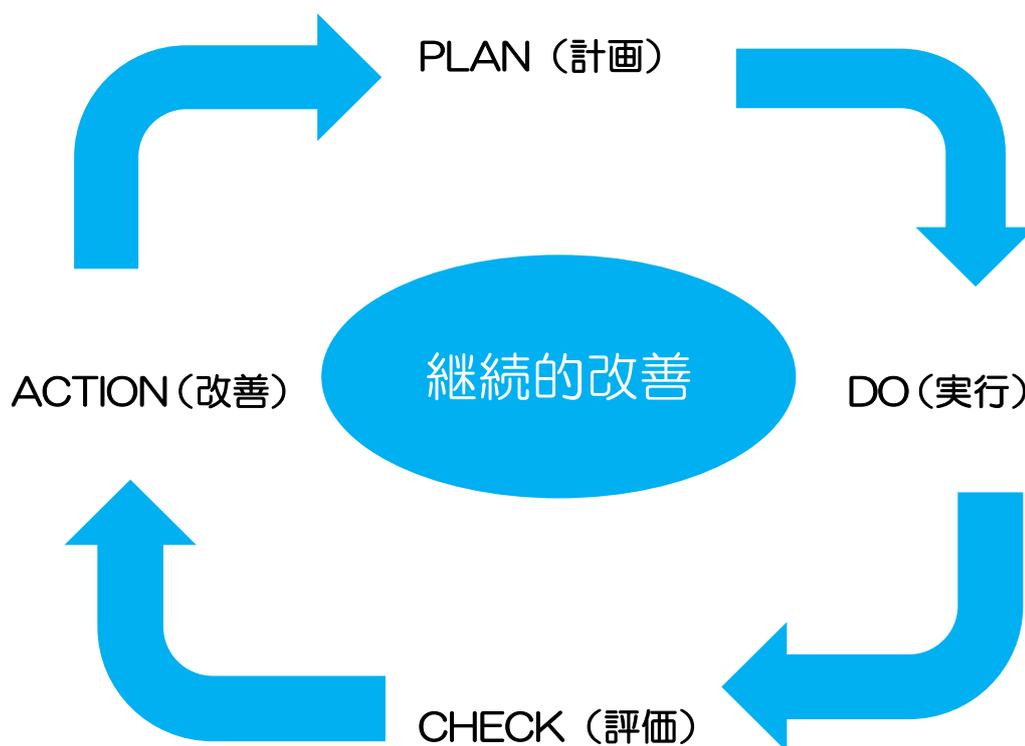
さらに、自殺対策の個別事項の検討を行うなど、全庁的な取組として推進するため「自殺対策推進本部」の下に、「庁内プロジェクトチーム」を設置します。

《組織》



2 計画の推進体制

計画に定めた施策については、定期的に進捗状況の調査・分析及び評価を行います。毎年度、各施策の取組実態の把握を行い、「荒尾市自殺対策委員会」において進捗管理を行い、必要と認める時は計画の見直しなどの措置を講じるなど、PDCA サイクルの考えをもとに取組を行います。



- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 1 PLAN (計画) | 計画目標や取組などを定める。 |
| 2 DO (実行) | 計画の内容を実行する。 |
| 3 CHECK (評価) | 成果目標の進捗状況などを把握し分析評価を行う。 |
| 4 ACTION (改善) | 評価の結果を踏まえ、必要があるときは計画の見直しを実施する。 |

荒尾市自殺対策委員会条例

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づく荒尾市自殺対策計画(以下「計画」という。)の策定及び変更並びに自殺対策推進に必要な事項について調査審議を行うため、荒尾市自殺対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 自殺対策の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

荒尾市自殺対策委員会 委員名簿

団体・機関名	役職	氏名
九州看護福祉大学	看護学科教授	◎福本 久美子
熊本県精神保健福祉士協会	理事	竹下 友博
荒尾こころの郷病院	院長	王丸 道夫
荒尾市社会福祉協議会	事務局長	○小川 公子
荒尾市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	京極 昌憲
荒尾市校長会	会長	寺尾 俊二
熊本県立岱志高等学校	校長	三津家 民也
熊本県立荒尾支援学校	校長	堀川 丞美
学校法人有明学園 有明高等学校	教頭	宮原 和己
第一紡績株式会社	管理部職能課課長	菊本 健
玉名公共職業安定所	統括職業指導官	篠田 浩一
熊本県有明保健所	保健予防課長	吉田 由美
荒尾警察署	生活安全課長	龍 寿充

◎は委員長、○は副委員長

令和元年 10 月 17 日委嘱

役職は令和 2 年 2 月 29 日時点

荒尾市自殺対策推進本部設置要綱

（設置）

第1条 庁内関係部署の緊密な連携及び協力により、自殺対策を総合的に推進するため、荒尾市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）自殺対策に関する施策の調整及び推進に関すること。
- （2）自殺対策の普及啓発に関すること。
- （3）自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- （4）その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

（組織）

第3条 本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は副市長をもって充て、副本部長は保健福祉部長をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

（庁内プロジェクトチーム）

第6条 第2条各号に掲げる事項について検討を行うため、本部に庁内プロジェクトチームを置く。

- 2 庁内プロジェクトチームは、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 庁内プロジェクトチームに会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、保健福祉部長をもって充て、副会長は、福祉課長をもって充てる。
- 5 会長は、必要に応じて庁内プロジェクトチームを招集し、これを主宰する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者等の出席)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議又は庁内プロジェクトチームに出席させて意見を聴き、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

副市長
教育長
総務部長
市民環境部長
保健福祉部長
産業建設部長

別表2 (第6条関係)

保健福祉部長
総務課長
収納課長
福祉課長
子育て支援課長
すこやか未来課長
保険介護課長
産業振興課長
学校教育課長
教育振興課長
生涯学習課長

巻末資料

生きる支援関連事業一覧

本市（関連事業所など）で行われている生きる支援関連の事業

区分	相談（事業）など	相談窓口(所管)	内 容	
消費生活	多重債務相談 法的問題など	荒尾市消費生活センター ☎0968-63-1173 (福祉課)	消費生活トラブル(多重債務者・ギャンブル依存症など)に関する相談(相談無料) 受付時間：月・火・水・金曜日 10～16時 (祝日、年末年始は除く)	
福祉	生活困窮者支援	荒尾市生活相談支援センター ☎0968-57-7019 (福祉課)	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、さまざまな支援を行う。場所：荒尾市役所内 1F E-Mail： soudan-c@city.arao.lg.jp	
	生活保護	福祉課保護係 ☎0968-63-1409	生活保護法に定められた理念に基づき、生活に困窮する人（資産や能力すべてを活用しても困窮する人など）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障すると共に自立の助長を行う。	
福祉	自立支援医療(精神通院医療)の相談	福祉課福祉係 ☎0968-63-1406	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神疾患(てんかん含む)を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する症状にある方に対し、その通院医療に係る医療費の一部を公費で負担し、自己負担分を軽減する。	
			対象者	精神障がい(てんかん含む)のために通院中の方
			自己負担額	原則として、医療費の1割負担(所得に応じて自己負担上限額(月額)が決められています)

区分	相談（事業）など	相談窓口(所管)	内 容
福祉	障がい者支援など	福祉課福祉係	障がい者やその家族の介護に関する悩みや問題などに対応
	巡回相談支援事業（児童支援）	☎0968-63-1406	臨床心理士を配置し幼稚園・保育園などを巡回、発達障がいやその疑いがある児童に対し医療機関、療育機関など関係機関と連携し、悪化を防ぐ環境づくりを図る。 ※臨床心理士巡回相談
高齢者支援	高齢者の総合相談	荒尾市地域包括支援センター ☎0968-63-1177 (保険介護課)	高齢者やその家族の介護に関する悩みや問題などに対応。(健康や福祉、医療や生活に関すること、成年後見制度の紹介、高齢者虐待の防止、消費者被害など)
	介護保険	保険介護課 介護保険係	介護が必要になっても地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援を行う。
	地域予防拠点整備事業	☎0968-63-1418	各地区の公民館などの改修に対する補助を行い、体力アップ体操やいきいきサロンなどの介護予防活動の推進、地域の交流を促進する事により高齢者の身体的・精神的な安定を図る。 ※地域公民館等改修の補助
	認知症施策推進事業	荒尾市地域包括支援センター	認知症の人が、地域で安心して暮らせるように支援体制を構築するとともに、市民の認知症理解を深める。認知症サポーター養成講座、声かけ・見守り訓練など
	地域介護予防活動支援事業	☎0968-63-1177 (保険介護課)	地域公民館などで体操を行う介護予防教室、茶話会や会食などの交流を行う高齢者いきいきサロンの立ち上げや活動の支援を行っている。※開催地域一覧は荒尾市役所ホームページに掲載

区分	相談（事業）など	相談窓口(所管)	内 容
高 齢 者 支 援	荒尾市老人介護支 援センター （市内5事業者）	オレンジヒル小岱 （府本・平井・八幡） ☎0968-68-8300 慈眼苑 （荒尾・有明） ☎0968-62-6406 白寿園 （中央・緑ヶ丘） ☎0968-68-5322 ふじ 伊藤医院内 （万田・万田中央） ☎0968-62-1526 ドリーム 平成ドリーム館内 （井手川・清里・桜山） ☎0968-68-7771 （保険介護課）	在宅の要介護高齢者若しくは要援護となる おそれのある高齢者、又はその家族の福祉 の向上を図るために、在宅介護に関する総 合的な相談を24時間体制で対応
	荒尾市在宅医療連 携室在宅ネットあ らお	在宅医療連携室 ☎0968-57-9350 （保険介護課）	介護や医療に関すること（退院後、自宅で の生活が心配な時、かかりつけ医がない、 介護の方法が分からない、往診や在宅で利 用できるサービスなど）
子 育 て ・ 保 健	母子家庭等高等職 業訓練給付金及び 自立支援給付金	子育て支援課 ☎0968-63-1417	ひとり親家庭の経済的自立の支援など
	女性福祉相談	すこやか未来課 こども相談係 ☎0968-63-1143	日常生活の中で何らかの悩み（配偶者等か らの暴力、家庭生活の破綻、経済的問題で の生活困窮、性暴力など）を持っている女 性からの相談を受け、関係機関と連携し必 要な支援を行う。
	家庭児童相談		18歳未満の児童に関する相談（虐待通報、 育児の悩み、養育、発達、非行など）を受 け、関係機関と連携し必要な支援を行う。

区分	相談（事業）など	相談窓口(所管)	内 容
子育て保健	母子健康手帳交付及びブレママクラス	すこやか未来課 母子保健係 ☎0968-63-1153	早産予防とともに妊娠中の過ごし方について講話を実施(月2～3回)。妊婦が記入したアンケートを基に、妊婦の心身の状態や生活状況等を把握し、妊娠期や産後の支援へつなぐ。
	すくすく広場 (2か月児育児学級)		2か月児とその保護者を対象に、乳児の発育発達や授乳、健診、予防接種等について講話を実施(月1回)。出産後に行った訪問後の状況把握や継続支援を行う。
	妊産婦・乳幼児訪問指導事業		妊娠届出時の状況により支援の必要性が高いと判断したケースや産科医療機関等からの情報提供に基づき支援が必要なケースに対して訪問事業を行う。
	乳幼児健康診査事業		乳幼児の発育発達の確認や疾病の早期発見等あるいは保護者の不安軽減等を目的として、3か月児、9か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象とした健康診査を実施する。
	生活習慣病重症化予防事業、健康相談、健康教育等各種保健事業	すこやか未来課 健康増進係 ☎0968-63-1133	訪問や電話、来所、健康相談等で、生活習慣、運動、食生活について保健指導を実施。保健指導の中で、治療を要すると思われる方に、受診勧奨、治療の継続等の助言を行い、必要時には関係機関へつなげる。
教育	巡回相談支援事業 (児童生徒支援)	教育振興課 ☎0968-63-1659	小中学校を巡回し相談対応できる臨床心理士を配置し、発達障がいやその疑いがある児童生徒に係る学校、医療機関、療育機関などの関係機関と連携し、悪化を防ぐ環境づくりを図る。※臨床心理士巡回相談
	スクールソーシャルワーカー運営事業		いじめ、不登校、暴力や非行など、児童生徒の問題行為が深刻化し、児童生徒を取り巻く環境悪化を防ぎ改善を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置

区分	相談（事業）など	相談窓口(所管)	内 容
教 育	心の教室事業	教育振興課 ☎0968-63-1659	いじめ、不登校及び問題行動に関わる生徒の心の問題に対応するため中学校に1名ずつ相談員を配置、改善や未然防止を図る。
	小岱教室事業		荒尾市適応指導教室として「小岱教室」設置。不登校児童の学校復帰を目指した指導及び支援を実施。
	ヤングテレホン あ ら お	荒尾市少年指導センター ☎0968-66-2214 (生涯学習課)	子ども(児童・生徒)のための悩み相談 学校生活の事、体や心の事、いじめの事などに関する相談窓口 受付時間：月～金曜日 9～17時
そ の 他	女性のための心の 相談室「こ・こ・ろ ほっとルーム」	働く女性の家 エポック・荒尾 ☎0968-62-7770 (総務課)	女性を対象に電話・面談による相談を実施。 ※相談内容は特に制限無。1回50分予約制 受付時間：火・水・木曜日 10～16時

市役所職員を対象とした関連事業

事業	内容
職員能力向上研修事業	全職員を対象に、職員として必要となる基礎能力や倫理観などを養う研修を実施※コンプライアンス・ハラスメント研修など
ストレス相談事業	臨床心理士による職員へのメンタルヘルスケア・カウンセリング及び管理監督者などへのメンタルヘルスケアに関する助言、指導などのコンサルテーション
メンタルヘルス研修	職員のメンタルヘルス向上のため、管理監督者対象のラインケア研修及びセルフケア研修を実施
共済組合による健康相談・カウンセリング	組合員及び被扶養者を対象に組合が委託契約した専門機関による面接相談など ※傷病・育児に関する相談及び介護・福祉・医療機関・専門医に関する状況提供など
ストレスチェック制度	ストレスの程度を把握し、自分自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ働きやすい職場づくりを進めることによってメンタル不調を未然に防ぎます

本市以外（近隣）で行われている各種相談窓口など

多重債務相談などについて

相談窓口	相談内容など
熊本県消費生活センター	熊本県では、多重債務者の生活再生に向けた多重債務者生活支援事業を実施しています。面談による家計診断・生活指導を行うとともに、債務整理後の生活再生中発生した臨時的な生活資金に対し貸付を行い、債務整理から生活再生まで一貫した支援を行います。(相談無料)
受付時間	平日 9～17 時まで
TEL	☎096-383-0999

法的問題・解決について

日本司法支援センター(法テラス)の法的問題解決のための情報提供の充実及び市民への周知を行います。

相談窓口	相談内容など
法テラス (法的トラブル解決のための総合案内所)	全国の日本司法支援センター(法テラス)地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者からの面談、電話などによって問い合わせを受けその内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料でご案内しています。また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士などによる無料法律相談や弁護士費用の立て替えなどの援助を行っています。
相談の種類	一般相談(離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など民事全般)、クレジット・サラ金相談など
問い合わせ	法テラス・サポートダイヤル(0570-078374)、法テラス各地方事務所 法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp 法テラススマホサイト http://www.houterasu.or.jp/sp

職場におけるパワーハラスメント、いじめ、解雇などについて

相談窓口	相談内容など
熊本労働局 雇用環境・均等室	職場におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、いじめ、解雇などに関する相談に対応します。
場 所	熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階 (熊本市西区春日 2-10-1)
TEL・FAX	☎096-352-3865 FAX: 096-352-3876

児童虐待や性暴力などの被害者への支援及び相談について

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因となり得ます。虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、相談支援体制などの強化を図ります。

相談内容	相談窓口	相談受付時間	備考
子どもの発達、しつけ、養護相談(虐待を含む)、非行、不登校など子どもに関する悩み全般	熊本県中央児童相談所 ☎096-381-4451	月～金曜日 8時30分～17時15分 祝日、年末年始除く	所在地:熊本市東区長嶺南2-3-3(熊本県福祉総合相談所内)
	こども110番 ☎096-382-1110 (熊本県福祉総合相談所)	月～金曜日 9～16時、祝日、年末年始除く	電話相談。保育士、保健師、元教師等の資格を持つ相談員が対応
	児童家庭支援センター キッズ・ケア・センター ☎0968-62-0222 所在地:荒尾市荒尾4110 児童養護施設シオン園内	年中無休 24時間対応。ただし、来所対応は月～土曜日 8時30分～18時	ソーシャルワーカー、心理療法士が対応
非行問題や犯罪被害、いじめなどに関する相談	肥後っ子サポートセンター (熊本県警察本部少年課) ☎0120-02-4976 ☎096-384-4976	月～金曜日 8時30分～17時15分 祝日、年末年始除く	警察官や臨床心理士が対応。電話相談。面接は予約が必要
子育てや家庭教育に関する相談	すこやか子育て電話相談 (熊本県教育庁社会教育課) ☎096-354-8822	月～金曜日 17時15分～21時 土曜日 13～17時 祝日・年末年始、8/13～8/15除く	元教職員・学校支援員、心理カウンセラー等様々な経歴を持つ方が対応

子ども(児童・生徒)のための悩み相談

相談内容	相談窓口	相談受付時間など
学校生活の事、体や心の事、いじめの事などに関する相談	玉名教育事務所相談窓口 ☎0968-74-2232	月～金曜日 10～16時
	熊本県 24 時間子ども SOS ダイアル ☎0120-0-78310	子どもからの相談のみ 24 時間対応

犯罪被害者支援に関する相談

相談内容など	相談窓口	相談受付時間など
犯罪被害者及び犯罪被害給付制度に関する相談	熊本県警察本部 (犯罪被害者支援室) ☎096-381-0110	【受付時間】月～金曜日 8時30分～17時15分
犯罪被害者等の悩みや精神的被害の相談（法律・心理などの専門相談や警察・裁判所・病院への付添いなど）	公益社団法人 くまもと被害者支援センター ☎096-386-1033	【受付時間】月～金曜日 10～16時
犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと「その方が必要とされている支援」を行っている窓口の案内	法テラス・サポートダイヤル(犯罪被害者支援ダイヤル)	☎0570-079714 (IP 電話からは03-6745-5601) 【受付時間】月～金曜日 9～21時/土曜日9～17時

交通事故に関する相談

相談窓口	相談受付時間など
熊本県交通事故相談所	☎096-333-2295 【受付時間】月～金曜日 9～12時/13～16時
公益財団法人日弁連交通事故相談センター ※弁護士による無料相談(電話・面接)	☎0570-078325 (IP 電話からは 03-3581-1770) 【受付時間】月～金曜日 10～15時 30分 ※面接相談 予約が必要。まずはお電話ください 予約受付 ☎096-325-0009 ◇熊本相談所(熊本市中央区水道町加地ビル 3 階 熊本法律相談センター内) 【相談日】月・木曜日 10～16時

こころの悩み・医療相談について

こころの健康・医療については地域に保健所や保健センター、精神保健福祉センターなどで、幅広く相談を付けています。どこに相談してよいのかわからない時は利用しましょう。

	相談内容など
保健所 (県内 10 か所)	こころの健康、保健、医療、福祉に関する相談、未治療、医療中断の方の相談、思春期問題、ひきこもり相談、アルコール、薬物依存症の家族相談など幅広い相談を行っています。相談は、電話相談、面談による相談があり、保健師、医師、精神福祉士など専門職が対応します。また、相談者の要望によって、保健師は家庭訪問して相談を行うこともできます。 《相談窓口》熊本県有明保健所 ☎0968-72-2184
精神保健福祉センター	こころの健康についての相談、精神科医療についての相談、精神科医療についての相談、社会復帰についての相談、アルコール・薬物依存症の家族の相談、ひきこもりなど思春期・青年期問題の相談、認知症高齢者相談など精神保健福祉全般にわたる相談を行っています。電話や面接で相談できます。センターの規模によって、医師、看護婦、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者、作業療法士などの専門職がいます。 《相談窓口》熊本県精神保健福祉センター ☎096-386-1166

自死遺族などへの支援情報について

困っていることを相談したり、「思い」を話せる場所があります。

相談内容	相談窓口等	相談受付時間等
自死(自殺)に関する相談 何か困っていて、どこに相談したらよいか分からない時など	熊本県精神保健福祉センター (熊本市東区月出3-1-120) ☎096-386-1166	【受付時間】 月～金曜日 9～16時
法的トラブルに関する事	全国自死遺族会法律相談ホットライン(自死遺族支援弁護団の弁護士が直接対応) ☎050-3786-1980 【受付時間】水曜日 12～15時	※ホットラインの受付時間以外の相談☎06-6949-8277 【受付時間】 月～金曜日 9～18時
ご遺族のつどいの場 (対象者)身近な人を自死で亡くされた方	熊本県自死遺族グループミーティング「かたらんね」 ☎096-386-1166	開催日：奇数月第4木曜日 14～16時、場所：熊本県精神保健福祉センター
子どもの奨学金に関する相談	あしなが育英会 病気や災害、自死などで親を亡くした子どもたちを物心両面で支える民間非営利団体。(奨学金の貸与や学生寮の運営、遺児の心のケア活動など)	☎03-3221-0888 【FAX】03-3221-7676 【ホームページ】 http://www.ashinaga.org
	独立行政法人日本学生支援機構 経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢などを踏まえ、学生等が安心して学べるよう、「貸与」や「給付」する奨学金制度有	※奨学金の申込み・問い合わせは、在学する学校の奨学金担当窓口まで ※返還に関する相談は返還相談センター (☎0570-666-301)まで 【ホームページ】 http://www.jasso.go.jp/

熊本いのちの電話

相談内容など	相談窓口	相談受付時間など
今感じている不安な気持ち、つらいことなど	熊本いのちの電話 ☎096-353-4343	24時間対応

荒尾市自殺対策計画（第 1 期）
2020 年度～2024 年度

令和 2 年 3 月

発 行 荒尾市
連絡先 荒尾市保健福祉部福祉課
〒864-8686
荒尾市宮内出目 390 番地
電話番号：0968-63-1406
FAX 番号：0968-62-2881